

新	旧
<p>全般</p> <p><u>JCB カード取引システム</u></p>	<p>全般</p> <p><u>JCBクレジットカード取引システム</u></p>
<p>第1条(目的等)</p> <p>1. 本規定は、住信SBIネット銀行株式会社(以下「当社」という。)から当社所定の会員規約(以下「会員規約」という。)に基づきカード(ただし、当社が認めるカードに限られる。)の貸与を受けた会員が、Apple社が別途指定する機種種のモバイル端末(以下「指定モバイル端末」という。)を使用する方法により、当社と株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といい、以下当社と併せて「両社」という。)の<u>JCBカード取引システム</u>を利用する場合、JCBまたは両社が会員に提供するサービス(以下「本サービス」という。)の内容、利用方法、その他JCBまたは両社と会員との間の契約関係(以下、本サービスにかかる会員と両社1との間の契約関係を「本契約」という。)について定めるものです。会員は、本規定に同意の上、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。</p> <p>2. 本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。また、会員が本件モバイル端末を用いずに<u>JCBカード取引システム</u>を利用する場合(利用者は、特に手続きを要することなく、引き続き、指定カードを利用することができます。)については、本規定は適用されず、引き続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとします。</p> <p>3. <u>本規定と明示的に相違する、本規定に付随する規約または特約等がある場合は、当該規約または特約等の定めが本規定の定めに優先して適用されるものとします。</u></p> <p>4. 利用者は、本規定にかかわらず、JCBが別途公表した日以降に、JCB Contactless加盟店において本サービスによるショッピング利用ができます。</p> <p>5. 利用者は、本規定にかかわらず、JCBが別途公表した日以降に、本サービスによる金融サービス(キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い、または海外キャッシング1回払いにかかるサービスをいう。以下同じ。)の利用ができます。</p>	<p>第1条(目的等)</p> <p>1. 本規定は、住信SBIネット銀行株式会社(以下「当社」という。)から当社所定の会員規約(以下「会員規約」という。)に基づきカード(ただし、当社が認めるカードに限られる。)の貸与を受けた会員が、Apple社が別途指定する機種種のモバイル端末(以下「指定モバイル端末」という。)を使用する方法により、当社と株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といい、以下当社と併せて「両社」という。)の<u>JCBクレジットカード取引システム</u>を利用する場合、JCBまたは両社が会員に提供するサービス(以下「本サービス」という。)の内容、利用方法、その他JCBまたは両社と会員との間の契約関係(以下、本サービスにかかる会員と両社1との間の契約関係を「本契約」という。)について定めるものです。会員は、本規定に同意の上、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。</p> <p>2. 本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。また、会員が本件モバイル端末を用いずに<u>JCBクレジットカード取引システム</u>を利用する場合(利用者は、特に手続きを要することなく、引き続き、指定カードを利用することができます。)については、本規定は適用されず、引き続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとします。</p> <p>3. 利用者は、本規定にかかわらず、JCBが別途公表した日以降に、JCB Contactless加盟店において本サービスによるショッピング利用ができます。</p> <p>4. 利用者は、本規定にかかわらず、JCBが別途公表した日以降に、本サービスによる金融サービス(キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い、または海外キャッシング1回払いにかかるサービスをいう。以下同じ。)の利用ができます。</p>

第13条(本件モバイル端末の紛失、盗難による責任の区分)

1. 利用者は、本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあること(以下「紛失・盗難等」という。)を知った場合には、直ちに(ただし、直ちに当該措置をとることが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、次の(ア)および(イ)の双方の措置をとるものとします。なお、利用者は本契約の締結後速やかに、紛失・盗難等の発生の際に(イ)の措置を実施することができるよう、本件モバイル端末の設定その他の必要な措置を講じるものとします。

(ア) 当社またはJCBに対する所定の方法による通知

(イ) Apple社所定の方法による遠隔操作でのApple Payの機能停止措置の実施

2. 本件モバイル端末の紛失または盗難により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は本会員の負担とします。

3. 前項にかかわらず、利用者が第1項に基づき同項に定める措置を実施するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出した場合、当社は、利用者に対して、前項に定める利用代金のうち、当社またはJCBが第1項(ア)に定める通知を受けた日の60日前以降の本サービスの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1) 利用者が第6条第1項から第4項のいずれかに違反したとき
- (2) 利用者の家族、親族、同居人等、利用者の関係者が本サービスを利用したとき(これらの関係者が本サービスを利用したことについて、利用者に故意または過失があるか否かを問いません。)
- (3) 利用者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき
- (4) 紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき
- (5) 利用者が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCBの行う被害状況の調査の協力を拒んだとき
- (6) 本サービスの利用の際、本パスコードまたは第6条第4項に定める生体認証機能が使用されたとき(ただし、本パスコードの管理について利用者

第13条(本件モバイル端末の紛失、盗難)

1. 本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は本会員の負担とします。この場合、会員規約(カードの紛失、盗難による責任の区分)第2項の適用はありません。
2. 利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難に気付いた場合には、直ちに、次の(ア)および(イ)の措置をとるものとします。

(ア) 両社に対する届出

(イ) Apple社所定の方法による遠隔操作でのApple Payの機能停止措置の実施

<p>故意または過失がない場合を除く。)</p> <p>(7) <u>戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき</u></p> <p>(8) <u>その他本規定または会員規約等に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき</u></p> <p>4. <u>両社は、社会の状況、モバイル端末、IT 技術、IT サービス等の環境の変化、両社の営業上の理由その他の事情により、前項に定める紛失、盗難時における利用者の債務の免除に関する制度を改定する場合があります。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、第 20 条に定める方法で改定につき周知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。当該改定の効力が生じる日以降に本件モバイル端末の紛失・盗難等があった場合には、改定後の制度が利用者に適用されるものとします。</u></p>	
<p>第16条(契約期間)</p> <p>1. <u>本契約の契約期間は、第3条第1項の手続きが完了し、本件モバイル端末の本件アプリケーション上で指定カードの登録がなされた日から、その5年後の応当日の属する月の末日までとします。ただし、両社が利用者に対して本契約の契約期間の満了までに通知しない限り、本契約の契約期間は5年間更新され、以後も同様とします。</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず、利用者は本件アプリケーションにおいて、Apple社所定の手続きを行うことにより、いつでも本契約を中途解約することができます。</u></p> <p>3. <u>第1項にかかわらず、両社は本契約の契約期間の満了の前であっても、1ヶ月前までに利用者に対して通知することにより、本契約を終了することができます。</u></p> <p>4. <u>利用者は、本契約の契約期間の満了の日を両社に問い合わせる方法により、確認することができます。</u></p>	<p>第16条(契約期間)</p> <p>1. <u>本契約は、第3条第1項の手続きが完了し、本件モバイル端末の本件アプリケーション上で指定カードの登録がなされた日(以下「契約成立日」という。)に成立し、契約成立日の5年後の応当日の属する月の末日(以下「契約満了日」という。)に終了します。</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず、利用者は本件アプリケーションにおいて、Apple社所定の手続きを行うことにより、いつでも本契約を中途解約することができます。</u></p> <p>3. <u>第1項にかかわらず、両社は本契約の契約満了日前であっても、1ヶ月前までに利用者に対して通知することにより、本契約を終了することができます。</u></p> <p>4. <u>利用者は、契約満了日を両社に問い合わせる方法により、確認することができます。</u></p>
<p>第20条(本規定の改定等)</p> <p>両社は、<u>民法第548条の4の規定</u>に基づき、利用者と個別に合意することなく、将来、本規定を改定し(本規定と一体をなす規約・特約等を新たに定めることを含みます。)、または本規定に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社等は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として利用者に対して当該改定につき通知します(ただし、当社の判断により、当社のWeb</p>	<p>第20条(本規定の改定等)</p> <p>両社は、<u>民法の定め</u>に基づき、利用者と個別に合意することなく、将来、本規定を改定し(本規定と一体をなす規約・特約等を新たに定めることを含みます。)、または本規定に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社等は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として利用者に対して当該改定につき通知します(ただし、当社の判断により、当社のWebサイトに</p>

サイトによる公表をもって、通知または送付に代えることができるものとしします。)

よる公表をもって、通知または送付に代えることができるものとしします。)。なお、本規定と明示的に相違する規約または特約がある場合は、当該規約または特約が優先されるものとしします。